

四国の総合評価について

四国地方整備局では、平成17年11月1日に「第1回 四国地方整備局総合評価委員会」を開催、「総合評価落札方式の実施方針」を審議して、工事の落札者決定方法については、「原則、全工事に総合評価を適用する。」こととした。



四国の地域性に配慮した総合評価落札方式となるよう、毎年度、落札結果等を分析し、評価項目、配点等の改善を図ってきたが、**建設投資額の減少**に伴い**受注競争が激化**や入札契約手続きにおける**競争参加者・発注者双方の負担増大**等が問題となった。



国土交通省(本省)は、平成24年2月28日の「総合評価落札方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」(第6回)において、**競争参加者・発注者双方の負担軽減**等を目的として、施工能力の評価と技術提案の評価に二極化を図るなどの「総合評価落札方式改善の方針(案)」を作成した。



四国地方整備局においても、第6回懇談会の改善方針(案)を参考に、平成24年度10月より、四国の実態も考慮しつつ**二極化**を図った。また、平成26年度には更なる負担軽減を目的に、技術提案の招請・評価方法の見直し等の実施方針の改正を行った。



平成26年6月4日公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、「入契法」「建設業法」について一体として改正された所謂「担い手3法」に向けた取り組みとして、新たな担い手確保を目的に自治体の工事成績を直轄工事と同一に扱い評価する試行工事を行った。



平成28年度の総合評価落札方式の実施方針は、現状のデータ分析結果を踏まえ、**平成27年度からの大きな改正は実施せず**、更なる分析を進めるとともに、引き続き担い手確保に配慮した総合評価方法、受発注者双方の事務負担軽減対策を実施する。

平成28年度実施方針について

公共工事の品質を確保するために価格以外の技術的要素を重視する総合評価落札方式の拡充を図り、四国の地域性を考慮し、その評価項目、配点等の見直しを行ってきた。

過去の見直しにおいて、懸念されていた課題について、分析を進めたところ以下の状況となっている。

【現状の分析結果】

【①受注者の偏在】

- 1社集中の状態は発生しておらず、受注者の偏在の傾向は見られない。

【②工物品質の低下】

- 「技術提案評価型」と「施工能力評価型」の発注方式において工事成績の差は生じているが、どちらの方式においても工事成績は上昇傾向にあり、品質低下の傾向は見られない。

【③技術者の偏在】

- 技術者の実績、成績評価において、現場代理人の実績を主任(監理)技術者と同等に評価している事により、若手技術者等の主任(監理)技術者の実績を有しない技術者についても受注可能な評価基準となっており、その後の工事成績についても、品質が確保されている事が確認された。

【④新たな担い手の確保】

- 2件の試行工事を実施し、1件については近年において直轄工事の実績を有していない社が受注し、1件は近年においても直轄工事の実績を有している社が受注する結果となった。

【その他、現状の評価項目等の分析】

- 各評価項目ともに工事成績と相関関係にあり、工事の品質確保に対して、効果のある評価項目となっていることが確認できた。
- 技術者実績及び企業実績において、落札者と非落札者の評価点獲得率に若干の差が出ている状況であり、今後の更なる分析が必要。
- 登録有資格者数については、下げ止まりしているものの、応札者数は減少傾向にあり、入札参加意欲を向上させる取り組みが必要。

【現状の分析内容を踏まえた、平成28年度実施方針】

過去の見直しにより、現行の総合評価項目は、工事品質の確保に対して、効果を発揮しつつ、懸念されていた課題に対しても対応出来ている状態となっていることから、平成28年度の総合評価落札方式の実施方針は、平成27年度からの変更は実施せず、更なる分析を進めるとともに、引き続き担い手確保に配慮した総合評価方法、受発注者双方の事務負担軽減対策を実施する。

【主な改定内容】

●新たな地域維持の担い手を確保するための取り組み

- ①自治体実績評価の試行の拡大
- ②実績重視型の試行

●受発注者双方の事務量負担軽減

- ③一括審査方式の試行の拡大
- ④段階選抜方式の継続実施
- ⑤災害時の緊急復旧等の実績評価に関する資料作成等の負担軽減

①自治体実績評価の試行の拡大

【概要】

新たな地域維持の担い手を確保することを目的として、近年において直轄工事の施工実績を持たない企業（地域維持を担う建設業者）の受注機会を拡大する試行の拡大を行う。試行内容は、総合評価項目の企業及び技術者の工事成績評価において、自治体発注工事の工事成績を活用する試行を工事発注量の多い複数事務所において実施する試行の拡大とする。

（H27:徳島河川国道事務所発注工事 2件）

②実績重視型の試行

【概要】

新たな地域維持の担い手を確保することを目的として、企業の参加を促進するために、工事成績を重視したものから同種工事の施工実績の加算点を重視した評価方法を新たに試行する。

③一括審査方式の試行の拡大

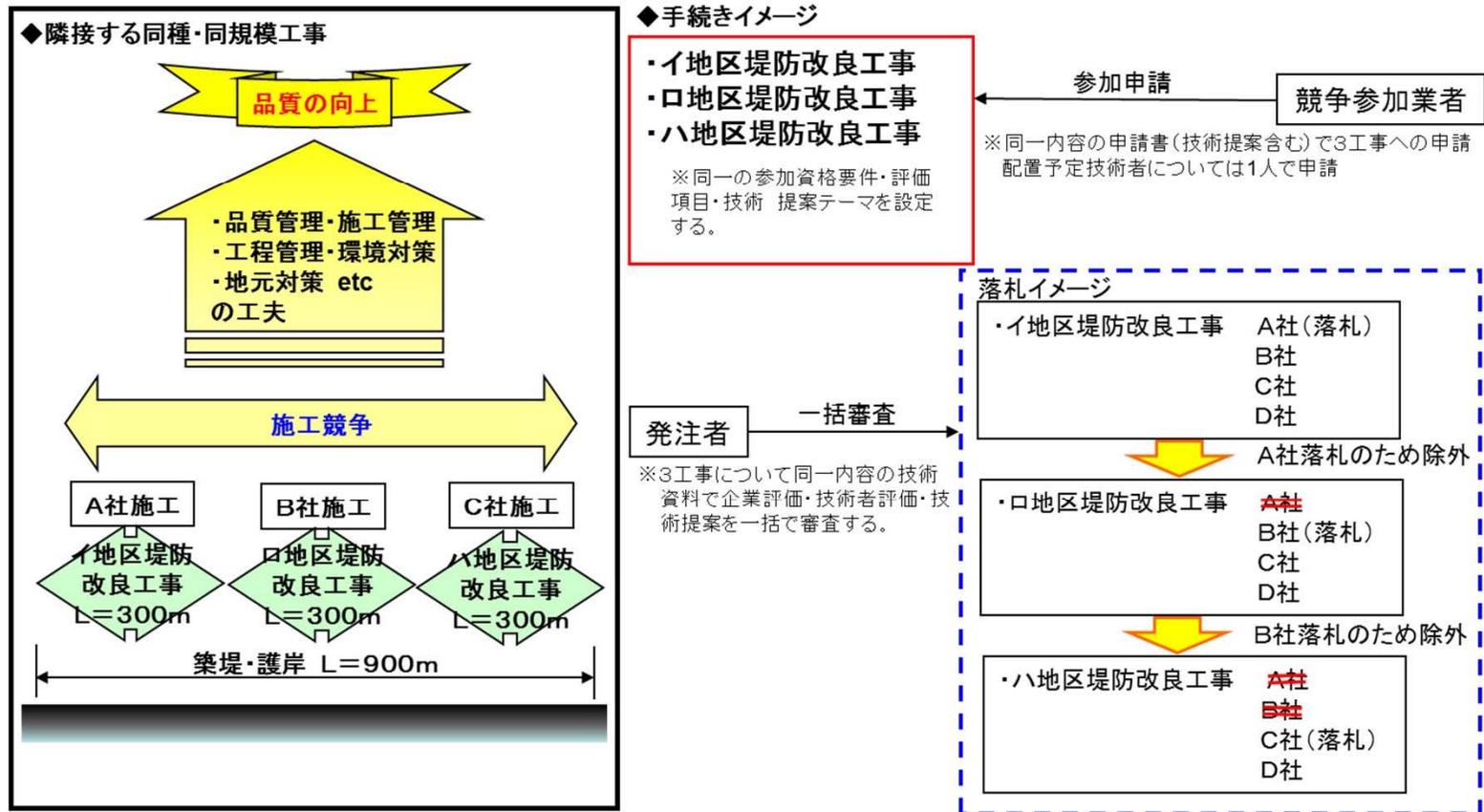
(H25 4グループ(11件)、H26 5グループ(13件)、H27 6グループ(15件))

【一括審査活用方式の目的】

- ・隣接する同種・同規模工事を異なる企業が受注することで、受注者間で施工管理・工程管理・環境対策・地元対策など様々な観点から競争させることによって、総合的に品質の向上を図る。
- ・また、併せて迅速な入札契約手続き、受発注者の事務量軽減、受注業者の固定化対策並びに工事間(受注者間)の連携による効率化も図ることが出来る。

■試行の拡大

技術提案評価型のみの適用から**技術提案評価型及び施工能力評価型の適用として試行を拡大。**



④段階選抜方式の試行の継続実施（H22～H25 10件、H26 2件、H27 1件）

【段階選抜方式の】

- ・技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的に段階選抜方式を取り組む。
- ・1次審査は、「技術者評価」、「企業評価」及び「技術提案」の評価の審査により上位10位までを絞り込み。
- ・2次審査は、「技術提案」の審査及び総合評価を実施。

■試行対象

競争参加業者数が概ね20者を超えると想定できる工事。【トンネル工事等】

■内容

(1)1次審査

- ・「技術者評価」、「企業評価」及び「技術提案」により審査を行い、上位10位までに絞り込む。
- ただし、競争参加資格の要件を満たす者が10に満たない場合は、要件を満たす者すべてとする。

なお、技術者評価及び企業評価は、1次審査のみ評価し、2次審査では評価しない。

(2)2次審査

- ・技術提案及び技術提案により審査を行い、総合評価を行う。

右表は、WTO対象工事の例

総合評価		段階選抜（競争参加者を 上位10位 に絞り込む必要がある場合に適用）							総合評価						
技術提案		技術者評価					企業評価		判定結果	評価点合計	加算点合計 (提案 + 提案)	B 施工体制評価点			加算点 + 施工体制評価点 (B+C)
VEに値する提案		配置予定技術者評価					基本企業評価					A 加算点	C 施工体制評価点合計	品質確保の実効性	
提案	提案	工同 経種 験・ 類 似 工 事 の 施	工同 経種 験・ 類 似 工 事 の 施	工同 経種 験・ 類 似 工 事 の 施	小計	施工実績 等評価	小計	+	〃	A * C / 30					
30	30	5	5	5	15	15	15	30			15	15	30		
()	()									()					

工事の競争参加を申請する都度に提出していた「災害時における緊急復旧等の実績」の評価に関する資料作成等の負担軽減を行います。

【現状】

- ・下表に示す評価基準に合致する配点を、総合評価の評価点として加算している。

災害時における緊急復旧等の実績評価

● 企業評価

災害支援に係る表彰等

（H28.1.18現在の評価項目等）

評価項目		評価基準	配点
平成24年度以降の表彰（表彰は災害支援に限る）又は災害時における緊急復旧等の実績	災害時における緊急復旧等の実績	四国地方整備局の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	5.0
		四国四県の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	3.0
		四国内の市町村の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	1.0

※災害時における緊急復旧等の実績がある場合は、国・県・市町村からの指示書（票）、契約書等の契約が確認出来る資料の写し（いずれか1件）及び災害内容・現地作業内容・被災原因が確認出来る資料（報告書、契約図書等）を提出すること。



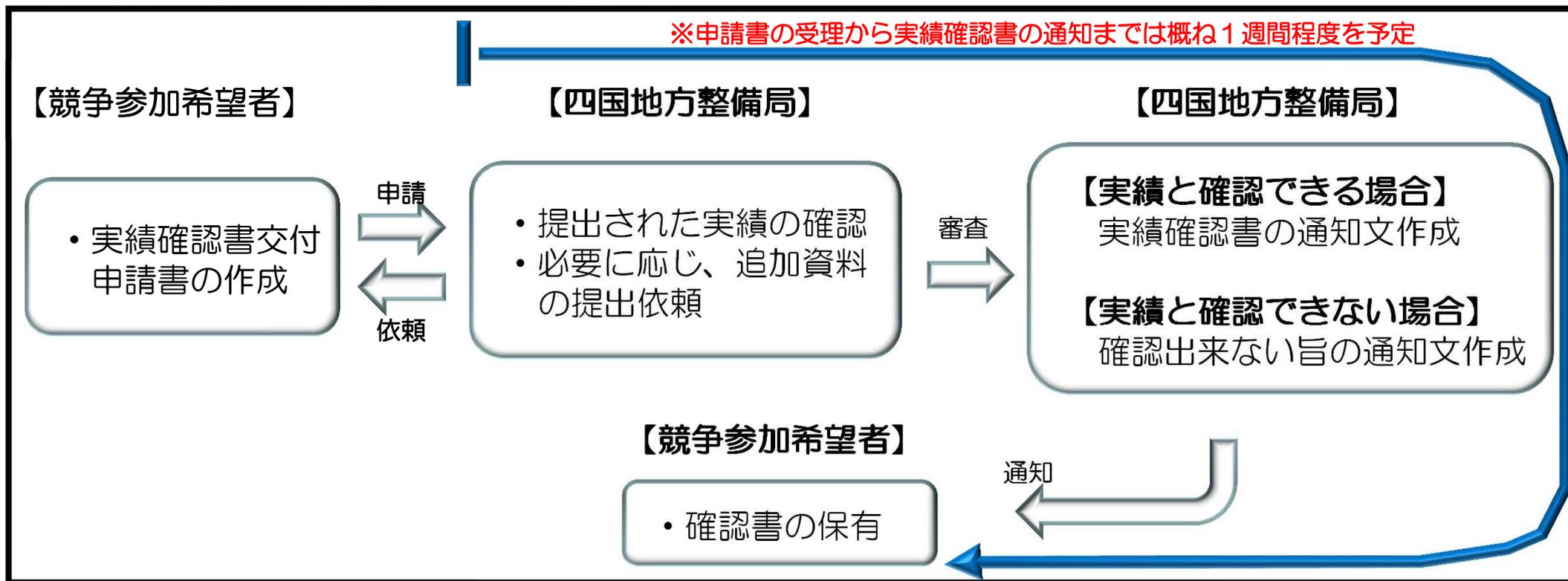
評価基準に示されている実績を証明するため、競争参加資格確認申請を提出する工事案件毎に、実績が確認できる資料を作成し提出している。

【事務手続きの負担軽減】

「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（四国地方整備局 企画部 技術管理課制定 平成28年1月20日）」に基づいて、必要な資料を提出して頂き、その資料により「災害時の緊急復旧等の実績」であると確認したものに対して、確認書を交付します。

これにより、競争参加資格申請書を提出する工事案件毎に作成・提出していた各種資料に代えて、確認書のみを提出して頂ければ良いこととなります。

【申請の方法（申請のフロー図）】



【申請書類】

申請にあたっては、必要な関係書類を四国地方整備局 企画部 技術管理課に提出してください。なお、実績の確認をするために、提出して頂いた資料に不足や不明な点がある場合は、**資料の追加をお願いする場合があります。**

（資料不足等による資料の不備で、実績確認書が交付されないことはありません）

● 交付申請書類の概要

- 交付申請書（様式1及び様式2）
 - 契約行為がわかる指示書（票）、契約書等または「指示もしくは要請」が確認できる資料の写し
 - 作業内容の分かる資料（報告書、契約図面、作業状況写真等）
 - 現地作業着手までに余裕期間を許されない緊急性が確認できる資料（作業工程表等）
 - 災害による被害の具体的な内容が確認できる資料（規模等分かる図面や写真）
- ……等

※詳細は「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（四国地方整備局 企画部 技術管理課制定 平成28年1月20日）」を四国地方整備局のホームページに掲載しますので、参照ください。

【ホームページのアドレス】

<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/index.html>

【交付する実績確認書の例】

●実績と確認できる場合

国四整技管第28号
平成28年1月18日

高松市サンポート3-33
●●建設株式会社
代表者 四国 太郎 殿

四国地方整備局
企画部 技術管理課長

災害時における緊急復旧等の実績確認書

平成28年1月12日に、貴社より申請のあった、下記の工事または作業が、四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（平成28年1月20日）に示される「災害時における緊急復旧等」であることを確認したので本書を交付する。なお、本書の有効期限は、平成30年3月31日までとする。

記

工事または作業

内 容	排水ポンプ車による内水排除作業
開始日	平成26年7月29日
発注者	四国地方整備局 香川河川国道事務所
工事名	平成26年度 ●△◆維持工事

【実績確認書の有効期限】
 四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第11条（実績確認書の有効期限）
 「災害時における緊急復旧等」の応急復旧工事または作業の開始日の年度から、その年度を含み4年度間を有効期限とする。

●実績と確認できない場合

国四整技管第28号
平成28年1月15日

高松市サンポート3-33
●●建設株式会社
代表者 四国 太郎 殿

四国地方整備局
企画部 技術管理課長

災害時における緊急復旧等に関する通知

平成28年1月12日に、貴社より申請のあった、下記の工事または作業は、四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（平成28年1月20日）に示す「災害時における緊急復旧等」と確認できないことを通知する。

記

工事または作業

内 容	土嚢製作及び危険箇所へのブルーシート張り作業
開始日	平成26年7月29日
発注者	四国地方整備局 香川河川国道事務所
工事名	平成26年度 ●△◆維持工事

実績と確認できない理由

- ・ 四国地方整備局 企画部 技術管理課 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第6条第1項に該当しない。